

只木ゼミ前期第4問検察反対尋問レジュメ

文責:3班

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側は刑法38条3項をどのように解釈するか。
2. 弁護側は、弁護レジュメ1頁23行目「法的に許されない」の「法的」の範囲をどのように考えているのか。
3. 厳格故意説では、確信犯や行政犯の処罰が困難になると思われるが、どう考えるか。
4. 厳格故意説では、通常より違法性の意識が弱い常習犯の加重規定を説明できないように
- 10 思えるが、弁護側は、この点をいかに考えるか。

以上